

校区調整の結果

●再検討後の「新しい校区」(小学校区)

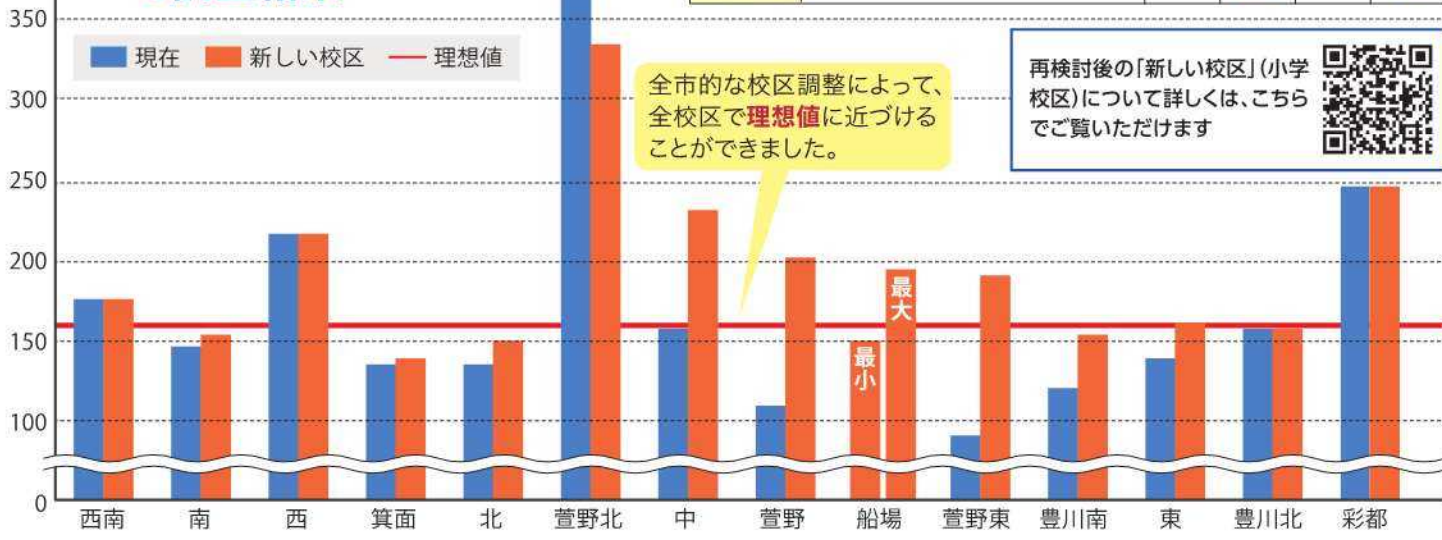


校区変更される地域

地域	変更前	変更後	
		小学校	中学校
白島	2丁目26番～30番、3丁目1番～5番・10番～16番	萱野東 第四	萱野北 第二
萱野	4丁目9番 5丁目	萱野 第五	萱野 第二
半町	2丁目14番(41～57)・20番・21番・22番(1～17)、3丁目1番・2番・10番・11番・12番(4～36)・13番(1～5、46～52)	萱野 第五	船場 第五
西小路	4丁目6番	南 第三	西南 第三
箕面	5丁目10番(22～37)・11番(17～35)・12番(58～67)	箕面 第一	中 第五
稲	4丁目～6丁目	北 第二	中 第五
船場東	1丁目～3丁目	中 第五	船場 第五
船場西	1丁目、2丁目1番～17番・19番～22番、3丁目1番～11番 2丁目18番・23番～、3丁目12番～	萱野東 第四	萱野東 第四
粟生新家	1丁目1番 1丁目2番～14番	豊川南 第四	豊川南 第六
小野原西	3丁目1番・35番(1～17)・36番(1～32、44～51)	豊川南 第四	豊川南 第六
小野原東	1丁目～6丁目	豊川南 第四	豊川南 第六

また、中学校区は…
●豊川南小学校は、自転車通学を廃止して第六中学校区に変更します。
●その他の小学校は、中学校区に変更はありません。なお、校区の調整により小学校が変わった場合は、新しい小学校の中学校区になります。

●「学校敷地面積/校区面積」の調整結果



※校区面積は、市街化調整区域・ハザードエリア等を含まないよう精査した上で計測しています。
※小中一貫校の学校敷地面積については、学校敷地面積の2/3が小学校の占有面積であると仮定して算出しています。
※(仮称)船場小学校の「学校敷地面積/校区面積」の値は、新設校建設予定地(市立病院移転後跡地)で想定される面積(32,000㎡)と確保可能な最大面積(約40,000㎡)の2パターンで算出しています。
※理想値とは、箕面市内(止々呂美小を除く)の「全学校敷地面積/全校区面積」の平均値です。
※第四中学校との一体的運用が可能な萱野東小学校、第六中学校との一体的運用が可能な東小学校、隣接する公園への拡張が可能な豊川南小学校については、学校敷地面積を拡張した場合の「学校敷地面積/校区面積」の値を算出しています(実際に学校敷地を拡張するかどうかは今後の児童数により判断します)。

新しい校区への切り替えで…



そんな心配は、一切必要ありません!

- 在校生は、中学校卒業まで旧校区へ通学することができます。
- 旧校区から新校区へいつでも転校できます。
- 兄弟姉妹が旧校区に在籍している場合は、旧校区へ入学・通学できます。
- 各地域団体の活動単位の移行時期は、団体ごとに決めることができます。

例えば 令和14年4月に新小学1年生になる、もみじちゃんの場合
新しい校区だとA小学校だけど…
お兄ちゃんと同じ学校に行けるの?
お兄ちゃんがいるB小学校に行きたいな
もちろん大丈夫! 希望すればそのまま6年間通学できます。

※イラストはイメージで、実際とは異なります。



船場地区に施設一体型小中一貫校を建設します

併せて「新しい校区」を設定します

北大阪急行延伸線が開業し着々とまちづくりが進む船場地区は、長年の“学校空白地域”(右図参照)でもあり、子どもたちの長距離通学の負担軽減などのためにも、小学校を新設する必要性が生じています。このため、船場地区に小学校を新設することを令和2年に決定しましたが、全市的に小中一貫教育を推進するという観点からさらに検討を進めた結果、第五中学校を移転して新設小学校(以下、(仮称)船場小学校)と合わせた、施設一体型の小中一貫校を建設することにしました。市内の小学校の数が増える*ことから、校区を新たに設定する必要があるため、全市的に校区の境界を調整し、「新しい校区」を決定しました。

※中学校の数には変更はありません。

現在の校区



小中一貫校新設後の新しい第五中学校区について

中小学校と、施設一体型小中一貫校となる(仮称)船場小学校・第五中学校の3校で構成される中学校区です。中小学校及び(仮称)船場小学校の卒業生は、施設一体型校舎内にある第五中学校に進学します。中小学校・(仮称)船場小学校・第五中学校をひとつの“学園”として扱い、3校が一体となって学校運営を行います。さらに、学園内の児童生徒が交流するための企画・調整や、中学校教員による小学校への乗り入れ授業の調整などを専任で行う「小中一貫教育推進コーディネーター」を配置することで、小中一貫教育に関する施策を積極的に進めます。

新設校に関する検討経過や検討状況については、市ホームページ(QRコード)をご覧ください。

新設校を施設一体型小中一貫校にする理由

箕面市では、「義務教育に関わる全ての人々が9年間の連続性を大切に子どもたちを支えることで、子どもたちの『生きる力』と「つながる力」の育成を推し進める」ことを目的に、**全市的に小中一貫教育を推進しています。**

全市的な小中一貫教育推進の観点で検討した際に、主に次のポイントから、第五中学校を移転し、(仮称)船場小学校と合わせた施設一体型小中一貫校の建設が望ましいと判断しました。

小中一貫教育が進む施設形態

小中一貫教育とは、小学校と中学校の教職員がお互いに情報共有や交流しながら、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざしつつ、同じ目標を持って9年間を通した指導を行う教育のことです。

通常の小学校・中学校でも小中一貫教育を行うことは可能ですが、小学校と中学校の施設が一体となった施設一体型小中一貫校は、最も小中一貫教育を進めやすい施設形態だといえます。

なお、新設校を施設一体型小中一貫校とした場合、小中一貫校と中小学校との間には距離があるため、学校間の連携を密に行うことが重要になりますが、**学校間の連絡・調整役である小中一貫教育推進コーディネーターを追加配置することで**、中小学校も含めた「学園」としての小中一貫教育を進めることができると考えています。



小学校と中学校の個別の良さを生かしやすい / 小学校と中学校を一体的に運用しやすい

- 中学校進学時のギャップが持つ効果を生かした教育が実施しやすい。
- 中学校進学時に新たな出会いの経験が積める。
- 違う校地にある中学校校舎に入学することで、気持ちを新たに学校生活をスタートさせやすい。
- 小学校と中学校の連携が取りやすく、義務教育9年間を通して子どもの発達段階に応じた指導が行いやすい。
- 9年間を通して子ども・家庭へのサポートが行いやすい。
- 保護者や地域からの学校へのサポートが9年間を通して続けられやすい。

施設一体型小中一貫校での勤務機会の増加

学識経験者による第三者評価では、「施設分離型の学校においては、小中一貫教育を推進する意識をもった教職員がいなければ、小中一貫教育を実施することは困難である」と、また「施設一体型小中一貫校での勤務経験は、小中一貫教育を進めようとする意識のある教職員が育ちやすい」と指摘されています。

今回、新たに施設一体型小中一貫校をつくることは、**箕面市の教職員が施設一体型小中一貫校で勤務する機会を増やし、小中一貫教育を進めようとする意識をもった教職員を増やすことにつながります。**また、施設一体型小中一貫校で勤務した教職員が、人事異動を通じて通常の小学校・中学校で勤務することで、第五中学校区だけではなく全市的な小中一貫教育の推進につながっていくと考えています。

全市的な小中一貫教育推進のフラッグシップ校

箕面市の中学校区では、中学校と小学校が隣り合っており、少し離れたところにもうひとつの小学校が配置されている複合型校舎の中学校区が複数存在します。

第五中学校区は、施設が一体となった第五中学校と(仮称)船場小学校、そして少し離れたところにある中小学校からなる複合型校舎の中学校区となりますが、そのような中学校区で、小中一貫教育推進コーディネーターの配置をはじめとする様々な小中一貫教育施策を先行的に進めていくことで、**その取組の手法や成果を、市全体の小学校・中学校に効果的に波及させていくことができる**と考えています。

開校までの想定スケジュール



※市立病院の移転時期の変更や、建設スケジュールの変更により、学校の開校時期が変更になる可能性があります。

その他のメリット

- 施設一体型小中一貫校と小学校で構成される中学校区であるため、施設一体型小中一貫校の良さを生かしつつ、中学校進学時に新たな出会いの経験をすることができます。
- 第五中学校が、中学校区の中心地に移るので、校区の中で登校距離が極端に長い地域があるという状況がなくなります。
- 市立病院周辺の道路は、信号が整備されている箇所が多く、また、歩道の広さや見通しの良さからも、第五中学校の移転により、中学生の通学の安全性が高まると考えられます。

施設一体型小中一貫校の良さ*

子どもにとってのメリット

- 発達段階に応じた乗り入れ授業や異学年の協働学習が実施しやすく、学習意欲や自己肯定感の向上が期待できる。
- 小学校と中学校の教職員が子どもと関わるため、様々な側面から子どもの様子が理解されやすい。
- 小学生と中学生の交流が容易。年下の子どもは憧れの気持ちを持ちやすく、年上の子どもは思いやりや自尊心が育ちやすい。

保護者にとってのメリット

- 学校だよりや参観などで1年生から9年生(中学3年生)の様子が見えるので、子どもの成長のイメージが掴みやすい。

学校・教職員にとってのメリット

- 子どもに関する情報交換がかなりスムーズに行える。小・中学校の教職員が一緒に考えられる。
- 小・中学校の教職員が一緒に授業を組み立てる経験をする中で、教員自身の知識が深まる。
- 連続した9年間の育ちの中で、子どもや家庭を継続してサポートし続けられる。
- 施設一体型での勤務経験は、小中一貫教育を進めようとする意識のある教職員が育ちやすい(通常校に異動しても9年間を見通した指導を意識する)。

※[(仮称)箕面市立船場小学校の校種に関する評価]及び「教員へのアンケート」の結果より

現在検討している新設校開校後の第五中学校区の小中一貫教育施策はこちらでご覧いただけます



(仮称)
船場小学校の
開校に合わせて
運用スタート

市民のみなさんとともに検討を進め、「新しい校区」を決定しました

校区の調整に当たっては、平成29年から計9回にわたりワークショップを開催し、青少年を守る会やPTAなど地域団体の皆様延べ450人以上が参加して、活発に議論していただきました。また地域説明会や出張説明会を繰り返し行い、令和2年3月~5月には通学区域審議会が主体となってパブリックコメントを実施し、多くのご意見をいただきました。

その結果をもとに、令和2年6月に「新しい校区」を設定しましたが、新設校を小中一貫校に変更する方針が決まったことを受け、通学区域審議会を再度立ち上げて検討を行いました。そしてこのたび、一部地域を再調整した最終の「新しい校区」を決定しました。

小学校区が抱える課題と解決策

課題 学校敷地面積あたりの児童数が不均等になっている

現状、児童数を学校敷地面積で割って、敷地面積100㎡あたり何人の児童がいるかを計算すると、学校ごとに数値にバラツキがあることがわかりました。教育環境の視点から、このバラツキを是正する必要があります。

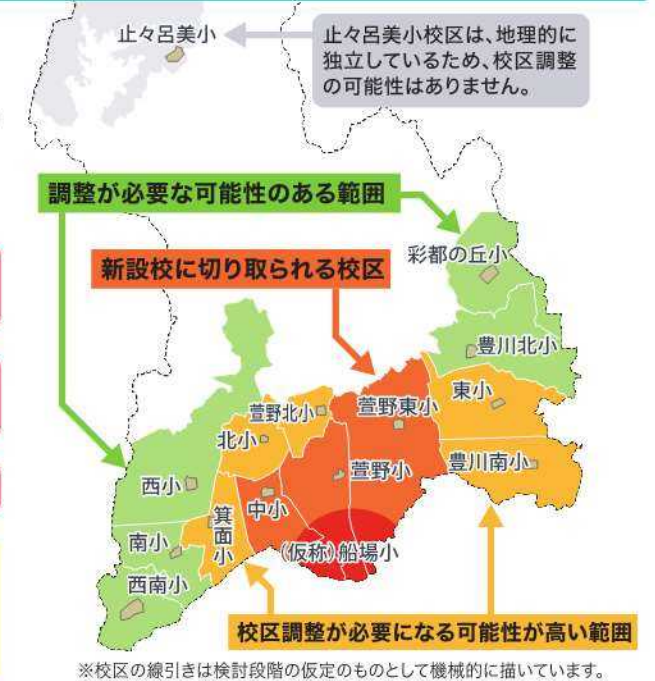
そんな現状で…

新設校の校区を設定するために、隣接する校区だけで単純に調整すると、さらにバラツキが拡大し、不均等が生じます。

不均等を解消するために、さらにその外側に隣接する校区を調整する必要があります。

そうすると、さらにその外側の校区も調整する必要があります。

解決策 船場地区から校区調整の検討を始めたとしても、教育環境の均等化のためには、**全市的な校区調整が必要**になります。



※校区の線引きは検討段階の仮定のものとして機動的に描いています。

校区調整のポイント

校区調整については、「通学条件」と「教育環境」の2つの視点から決定しました。小学校区は様々な地域コミュニティの活動単位となっているため、小規模な校区調整であっても地域の皆様への影響が大きく、何度も行うことは現実的ではありません。そのため、今回の全市的な校区調整によって、長期にわたって安定的な校区の設定となるよう、特に「教育環境」については、人口増減に極力左右されない基準で校区の規模を設定することで、教育環境の均等をめざしました。

具体的に2つの視点で調整を行いました。

1 通学条件の視点

通学の安全性を確保するため、小学校から概ね半径1km圏内を目安に校区を設定しました。

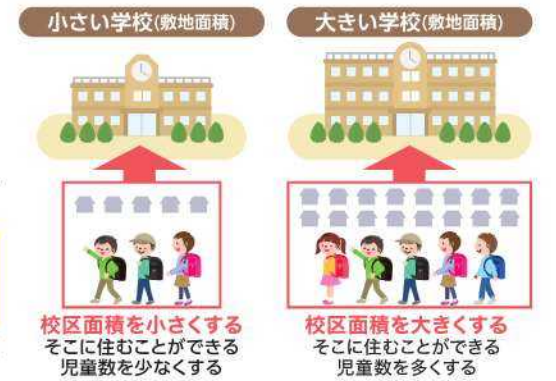
2 教育環境の視点

各校区の人口変動に左右されず、かつ均等な教育環境を確保するため、学校の大きさ(敷地面積)に合わせて児童数(=校区面積)を調整することにより、

各校区の **学校敷地面積** の値がより均等に近づくようにしました。

※校区調整の考え方は、外部の専門機関からの「船場地区学校建設調査検討委託報告書」により提案され通学区域審議会でご意見をいただき、市として決定したもので、ワークショップでもご説明しています。

★「学校敷地面積/校区面積」の値は、長期的にみたとときに学校敷地に不足が生じる可能性があるかどうかを表しています。



校区調整の検討経過

- 2017年度 通学区域審議会・ワークショップでの検討開始
- 2019年度 新設校が小学校に決定
- 2020年度 新設校が小学校の場合の校区が決定
- 2023年度 新設校を小中一貫校に変更する方針が決定
通学区域審議会を再度立ち上げ
- 2024年度 再検討後の新たな校区が決定

2023年度に立ち上げた審議会では次の2つのことを審議しました。

- ① 新設校が施設一体型小中一貫校となった場合の校区について
- ② 学校を取り巻く外部環境の変化や過去に課題とされた地域の現状の確認について(前審議会答申の附帯意見に基づき審議)

審議会からの答申(概要)

- ① 新設校が施設一体型小中一貫校となった場合でも校区の変更は必要ない
- ② 通学の安全性の視点などから、一部校区については再調整が必要